

## 経済センサス基礎調査規則の一部を改正する省令について

### 1 経済センサス基礎調査の概要

経済センサス基礎調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査として、経済センサス基礎調査規則(平成20年総務省令第125号)の定めるところにより、事業所の経済活動及び企業の経済活動の状態を調査し、すべての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすること並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的としている。

### 2 改正の概要

本件は、経済センサスの調査区を管理する方法を以下(1)及び(2)のとおり変更するため、経済センサス基礎調査規則に掲げる調査区の管理について、一部改正を行うものである。

#### (1) 調査区管理の状況の適切な把握

従来、調査区の修正等については区画整理等の事由が生じる都度市町村で随時行っていたが、国が市町村における調査区管理の状況をより適切に把握するため、市町村から都道府県経由で、総務大臣の定める事由の発生に伴い修正した調査区地図等の有無を報告させ、併せて修正した調査区地図等を提出するようにする。

#### (2) 調査区内事業所名簿の修正事務等の廃止

現行規則では、市町村において調査区を修正したときは、当該市町村は調査区地図等のほかに調査区内事業所名簿を修正し、都道府県を経て国に提出していたが、調査区内事業所名簿まで修正して提出を求めなくとも事務遂行上の支障は認められないため、事務の簡素化の観点から当該修正及び提出の事務を廃止する。あわせて、都道府県が市町村から提出された修正済みの調査区内事業所名簿を審査し国に提出する事務を廃止する。

### 3 今後の予定

施行日：平成22年4月1日